

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会 議 案

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 号

令和 7 年度小樽市一般会計予算

令和 7 年度小樽市の一般会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 2 号

令和 7 年度小樽市港湾整備事業特別会計予算

令和 7 年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 3 号

令和 7 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和 7 年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 4 号

令和 7 年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出
する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 5 号

令和 7 年度小樽市介護保険事業特別会計予算

令和 7 年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 6 号

令和 7 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 7 号

令和 7 年度小樽市病院事業会計予算

令和 7 年度小樽市病院事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 8 号

令和 7 年度小樽市水道事業会計予算

令和 7 年度小樽市水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 9 号

令和 7 年度小樽市下水道事業会計予算

令和 7 年度小樽市下水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 0 号

令和 7 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

令和 7 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 1 号

令和 7 年度小樽市簡易水道事業会計予算

令和 7 年度小樽市簡易水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 2 号

令和 6 年度小樽市一般会計補正予算

令和 6 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,979,542 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 繰 入 金		千円 3,343,198	千円 200,000	千円 3,543,198
	2 基 金 繰 入 金	3,307,533	200,000	3,507,533
歳 入 合 計		66,779,542	200,000	66,979,542

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		千円 6,536,167	千円 200,000	千円 6,736,167
	2 道路橋りょう費	3,007,407	200,000	3,207,407
歳 出 合 計		66,779,542	200,000	66,979,542

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 13 号

令和 6 年度小樽市一般会計補正予算

令和 6 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 297,435 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67,276,977 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(市債の補正)

第 3 条 市債の追加及び変更は、「第 3 表 市債補正」による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		14,157,600	202,900	14,360,500
	1 市 民 税	4,991,700	202,900	5,194,600
13 地 方 交 付 税		15,624,728	508,221	16,132,949
	1 地 方 交 付 税	15,624,728	508,221	16,132,949
17 国 庫 支 出 金		14,811,784	△ 112,463	14,699,321
	1 国 庫 負 担 金	10,016,926	193,687	10,210,613
	2 国 庫 補 助 金	4,768,596	△ 306,150	4,462,446
18 道 支 出 金		3,907,544	61,269	3,968,813
	1 道 負 担 金	3,247,363	47,848	3,295,211
	2 道 補 助 金	439,567	13,421	452,988
19 財 産 収 入		95,674	6,575	102,249
	1 財 産 運 用 収 入	73,962	6,575	80,537
20 寄 附 金		1,268,289	12,643	1,280,932
	1 寄 附 金	1,268,289	12,643	1,280,932
21 繰 入 金		3,543,198	△ 423,571	3,119,627
	2 基 金 繰 入 金	3,507,533	△ 423,571	3,083,962
23 諸 収 入		2,106,747	34,861	2,141,608
	4 雑 入	767,812	34,861	802,673
24 市 債		4,964,289	7,000	4,971,289
	1 市 債	4,964,289	7,000	4,971,289
歳 入 合 計		66,979,542	297,435	67,276,977

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		8,070,819	△ 392,108	7,678,711
	1 総 務 管 理 費	7,818,311	△ 392,108	7,426,203
3 民 生 費		26,050,060	290,615	26,340,675
	1 社 会 福 祉 費	13,306,465	107,114	13,413,579
	2 児 童 福 祉 費	5,526,940	183,501	5,710,441
4 衛 生 費		6,878,390	62,779	6,941,169
	2 保 健 所 費	1,012,631	62,779	1,075,410
7 商 工 費		1,703,876	2,500	1,706,376
	1 商 工 費	1,703,876	2,500	1,706,376
8 土 木 費		6,736,167	△ 25,237	6,710,930
	4 都 市 計 画 費	1,175,340	△ 2,838	1,172,502
	6 港 湾 費	2,168,561	△ 22,399	2,146,162
10 教 育 費		2,504,475	2,204	2,506,679
	1 教 育 総 務 費	126,414	812	127,226
	5 社 会 教 育 費	457,227	1,392	458,619
12 諸 支 出 金		943,550	177,485	1,121,035
	3 減 債 基 金 費	100,497	177,485	277,982
13 職 員 給 与 費		8,685,339	179,197	8,864,536
	1 職 員 給 与 費	8,685,339	179,197	8,864,536
歳 出 合 計		66,979,542	297,435	67,276,977

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
土木費	港湾費	色内ふ頭老朽化 対策事業費	千円 115,500

第3表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業費	千円 2,100	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあつた場合は、当該見直し後の利率とする。
保健所施設整備事業費	2,300			

(変 更)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
民 生 施 設 整 備 事 業 費	2 2 3 , 5 0 0	2 2 9 , 2 0 0
火 葬 場 整 備 事 業 費	9 3 , 0 0 0	9 7 , 8 0 0
道 路 新 設 改 良 事 業 費	5 1 3 , 6 0 0	5 1 8 , 5 0 0
都 市 計 画 事 業 費	8 5 , 8 0 0	8 8 , 6 0 0
港 湾 事 業 費	1 , 1 7 9 , 9 0 0	1 , 1 8 1 , 7 0 0
消 防 施 設 整 備 事 業 費	1 0 2 , 1 0 0	8 5 , 9 0 0
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 費	1 8 5 , 2 0 0	1 9 0 , 7 0 0
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 費	8 8 , 3 0 0	8 1 , 6 0 0

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 4 号

令和 6 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,216 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,236,538 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		1,647,400	△ 1,926	1,645,474
	1 国民健康保険料	1,647,400	△ 1,926	1,645,474
3 道 支 出 金		10,201,392	1,000	10,202,392
	1 道 補 助 金	10,201,392	1,000	10,202,392
5 繰 入 金		1,255,191	29,142	1,284,333
	1 一般会計繰入金	1,202,497	29,142	1,231,639
歳 入 合 計		13,208,322	28,216	13,236,538

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 保 険 給 付 費		9,954,745	1,000	9,955,745
	2 出産育児等諸費	27,694	1,000	28,694
5 基 金 積 立 金		90,430	26,546	116,976
	1 基 金 積 立 金	90,430	26,546	116,976
6 諸 支 出 金		8,500	670	9,170
	2 返 還 金	1,000	670	1,670
歳 出 合 計		13,208,322	28,216	13,236,538

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 5 号

令和 6 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「別表 歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		千円 14,274,864	千円 —	千円 14,274,864
	1 介護サービス等 諸 費	13,625,791	△ 14,000	13,611,791
	3 高 額 介 護 サービス等費	419,279	13,500	432,779
	4 そ の 他 諸 費	14,630	500	15,130
歳 出 合 計		15,589,677	—	15,589,677

令和 6 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 21,872 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,586,521 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 752,433	千円 △ 21,872	千円 730,561
	1 一般会計繰入金	752,433	△ 21,872	730,561
歳 入 合 計		2,608,393	△ 21,872	2,586,521

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 2,542,261	千円 △ 21,872	千円 2,520,389
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,542,261	△ 21,872	2,520,389
歳 出 合 計		2,608,393	△ 21,872	2,586,521

令和 6 年度小樽市下水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 6 年度小樽市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度小樽市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業の概要

イ 築造工事費

事業費 2,019,975 千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

第 1 款 下水道事業収益	3,535,129 千円	△5,151 千円	3,529,978 千円
---------------	--------------	-----------	--------------

第 2 項 営業外収益	1,482,222 千円	△5,151 千円	1,477,071 千円
-------------	--------------	-----------	--------------

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額191,263千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額179,807千円」に、「当年度分損益勘定留保資金232,296千円」を「当年度分損益勘定留保資金243,752千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

第 1 款 資本的収入	2,468,992 千円	△126,020 千円	2,342,972 千円
-------------	--------------	-------------	--------------

第 1 項 企業債	1,106,200 千円	△56,700 千円	1,049,500 千円
-----------	--------------	------------	--------------

第2項 交付金 808,500千円 △69,320千円 739,180千円
 支出

第1款 資本的支出 3,428,780千円 △126,020千円 3,302,760千円

第1項 建設改良費 2,147,284千円 △126,020千円 2,021,264千円

第5条 予算第5条の表を次のように改める。

事 項	期 間	限 度 額
中央下水終末処理場水処理施設 電気設備更新その2事業費	令和7年度	千円 300,000
中央下水終末処理場水処理施設 機械設備更新事業費	令和7年度	328,020

第6条 予算第6条の表中

「	起債の目的	限度額	を	「	起債の目的	限度額	」
	下水道事業費	千円 1,065,000			下水道事業費	千円 1,008,300	

に改める。

令和7年2月25日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 18 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 1 条 小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 18 年小樽市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(小樽市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 2 条 小樽市個人情報保護法施行条例（令和 4 年小樽市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 4 項及び第 6 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(小樽市職員給与条例の一部改正)

第 3 条 小樽市職員給与条例（昭和 46 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 24 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(小樽市職員恩給条例の一部改正)

第 4 条 小樽市職員恩給条例（昭和 26 年小樽市条例第 38 号）の一部を次の

ように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「懲役若しくは禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項第 2 号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

第 1 3 条第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 4 条第 1 項第 2 号及び第 4 0 条第 1 項中「懲役又は禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改める。

(小樽市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 5 条 小樽市職員退職手当支給条例（昭和 3 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項及び第 1 3 条の 3 第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(小樽市公害防止条例の一部改正)

第 6 条 小樽市公害防止条例（昭和 5 0 年小樽市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 9 条から第 5 1 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部改正)

第 7 条 小樽市公設水産地方卸売市場業務条例（昭和 5 3 年小樽市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 1 0 条第 2 項第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(小樽市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

第 8 条 小樽市ラブホテル建築規制条例（平成 2 0 年小樽市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(小樽市消防団条例の一部改正)

第 9 条 小樽市消防団条例（昭和 2 9 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のよ

うに改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第10条 小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年小樽市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第11条 この条例の施行後にした行為に対して、市の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この条において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下単に「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下単に「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第12条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る市の条例、規則その他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例、規則その他の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を

同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(施行前にした行為に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(小樽市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4 年法律第 6 8 号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第 3 条の規定による改正後の小樽市職員給与条例第 2 4 条の 3 第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)及び第 5 項(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(小樽市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第 5 条の規定による改正後の小樽市職員退職手当支給条例第 1 3 条第 1 項並びに小樽市職員退職手当支給条例第 1 3 条第 3 項及び第 1 3 条の 2 第 5 項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 19 号

小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する
条例

小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 4 年小樽市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 13 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 20 号

小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 6 年小樽市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 17 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 17 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限に係る期間の初日とする改正後の第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員に係る時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大するとともに、国家公務員に準じ、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 2 1 号

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例
(小樽市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員給与条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級又は 8 級であるものにあつては、3 号俸）」を削り、同条第 5 項中「5 5 歳（医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、5 7 歳）を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 5 5 歳（医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、5 7 歳）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの

第 9 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に改め、同条第 2 項中「もの」の次に「（市長が別に定める者を除く。）」を加え、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 3, 0 0 0 円、同項第 2 号から第 5 号まで」に改め、「、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶

養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削る。

第10条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第12条第1項第2号中「扶養親族(」の次に「配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)(市長が別に定める者を除く。)又は」を加え、「で、扶養手当の支給対象者をいう」を「をいう。以下同じ」に改める。

第14条第2項第1号及び第3号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第14条の2第3項中「国家公務員であつた者又は他の地方公共団体の職員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して市長が別に定める職員に限る。)」を削る。

第24条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第25条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の105」に改める。

別表第1号及び別表第2号を次のように改める。

別表第1号（第4条関係）

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	

33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	

72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						

110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						

別表第2号（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	321,000	429,300	485,800	596,100
2	323,900	431,000	487,700	602,100
3	326,800	432,700	489,600	607,400
4	329,700	434,300	491,500	611,900
5	332,600	435,900	493,400	615,900
6	335,500	437,500	495,300	619,400
7	338,400	439,100	497,200	622,400
8	341,300	440,700	499,100	625,200
9	344,200	442,300	501,000	
10	347,100	443,900	502,900	
11	349,900	445,500	504,800	
12	352,700	447,100	506,600	
13	355,500	448,700	508,400	
14	358,300	450,300	510,200	
15	361,100	451,900	512,000	
16	363,900	453,500	513,800	
17	366,700	455,100	515,600	
18	369,500	457,100	517,400	
19	372,300	459,000	519,200	
20	375,100	460,900	521,000	
21	377,900	462,300	522,800	
22	380,700	464,100	524,600	
23	383,500	465,900	526,400	
24	386,300	467,700	528,200	
25	389,100	469,500	530,000	
26	391,900	471,300	531,800	
27	394,700	473,100	533,600	
28	397,500	474,900	535,400	
29	400,300	476,700	537,200	
30	403,000	478,500	539,000	
31	405,600	480,300	540,800	
32	408,100	482,100	542,600	
33	410,500	483,900	544,400	

34	412, 700	485, 800	546, 200
35	414, 800	487, 700	548, 000
36	416, 900	489, 600	549, 800
37	419, 000	491, 500	551, 400
38	420, 500	493, 200	552, 900
39	422, 000	495, 000	554, 400
40	423, 500	496, 800	555, 900
41	424, 900	498, 400	557, 300
42	426, 400	500, 200	558, 600
43	427, 900	502, 000	559, 900
44	429, 300	503, 600	561, 200
45	430, 700	505, 000	562, 500
46	432, 200	506, 700	563, 700
47	433, 700	508, 500	564, 900
48	435, 100	510, 200	566, 100
49	436, 500	511, 700	567, 200
50	438, 000	513, 000	568, 300
51	439, 500	514, 300	569, 400
52	440, 900	515, 600	570, 500
53	442, 300	516, 600	571, 800
54	443, 700	517, 900	572, 800
55	445, 100	519, 200	573, 800
56	446, 500	520, 500	574, 800
57	447, 900	521, 500	575, 700
58	449, 300	522, 300	576, 600
59	450, 700	523, 100	577, 500
60	452, 100	523, 900	578, 400
61	453, 500	524, 800	579, 300
62	454, 900	525, 600	580, 000
63	456, 300	526, 400	580, 700
64	457, 700	527, 100	581, 400
65	459, 100	527, 900	582, 100
66	460, 800	528, 700	582, 700
67	462, 400	529, 400	583, 300
68	464, 000	530, 300	583, 900
69	465, 600	531, 200	584, 700
70	466, 800	532, 000	585, 200
71	468, 000	532, 900	585, 700
72	469, 100	533, 800	586, 200

73	470, 100	534, 600	
74	471, 100	535, 500	
75	472, 000	536, 400	
76	472, 800	537, 100	
77	473, 500	537, 900	
78	474, 200	538, 800	
79	474, 900	539, 700	
80	475, 500	540, 600	
81	476, 200	541, 400	
82	476, 900	542, 300	
83	477, 500	543, 200	
84	478, 100	544, 100	
85	478, 400	544, 900	
86	479, 000	545, 800	
87	479, 700	546, 700	
88	480, 400	547, 600	
89	480, 800	548, 400	
90	481, 400		
91	482, 100		
92	482, 800		
93	483, 200		
94	483, 800		
95	484, 400		
96	484, 900		
97	485, 400		
98	485, 900		
99	486, 400		
100	486, 900		
101	487, 300		
102	487, 800		
103	488, 200		
104	488, 700		
105	489, 200		
106	489, 800		
107	490, 400		
108	490, 800		
109	491, 300		
110	491, 900		

111	492,500			
112	493,000			
113	493,500			

(小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年小樽市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、5年旧条例第25条の3中「、第12条、第14条の2及び第23条」とあるのは、「及び第14条の2」とする。

附則第4条第4項中「額は」の次に「、給与条例第24条第2項の規定にかかわらず」を加え、「給与条例第24条第3項」を「同条第3項」に、「、6月に支給する場合においては100分の68.75、12月に支給する場合においては100分の71.25」を「100分の70」に、「給与条例第24条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第5項中「の額は」の次に「、給与条例第25条第2項の規定にかかわらず」を加え、「給与条例第25条第3項」を「同条第3項」に、「、6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年小樽市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第5号まで」を「次項第2号から第4号まで」に改め、同条第2項中「もの」の次に「（管理者が別に定める者を除く。）」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第2号中「扶養親族（」の次に「配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）（管理者が別に定める者を除く。）又は」を加え、「で、扶養手当の支給対象者」を削る。

第9条第1号中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は管理者がこれらに準ずると認める者であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が認める職員に限る。）」を削る。

（小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（令和4年小樽市条例34号）の一部を次のように改正する。

附則第4条に後段として次のように加える。

この場合において、改正前の小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条の2中「、第6条、第11条及び」とあるのは、「及び」とする。

附則第5条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「通勤手当」とあるのは「住居手当、通勤手当」と、「期末手当」とあるのは「寒冷地手当、期末手当」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号俸の切替え）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の小樽市職員給与条例別表第1号の行政職給料表（以下「旧行政職給料表」という。）又は別表第2号の医療職給料表（以下「旧医療職給料表」という。）の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める号俸の切替表に定める

ところによる。

- (1) 旧行政職給料表の適用を受けていた職員 附則別表第1号の切替表
 - (2) 旧医療職給料表の適用を受けていた職員 附則別表第2号の切替表
- (施行日前の異動者の号俸の調整)

第3条 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長が定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の小樽市職員給与条例第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該職員及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては」と、同条第2項中

「(5) 障害の状態にある者」とあるのは

「(5) 障害の状態にある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第5条 施行日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「次項第2号から第4号まで」とあるのは「次項第2号から第5号まで」と、同条第2項中

「(4) 重度心身障害者」とあるのは

「(4) 重度心身障害者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

（委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し
必要な事項は、市長が別に定める。

附則別表第 1 号（附則第 2 条関係）

旧行政職給料表の適用を受けていた職員の号俸の切替表

旧号俸	新 号 俸					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4

41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			

87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

附則別表第 2 号（附則第 2 条関係）

旧医療職給料表の適用を受けていた職員の号俸の切替表

旧号俸	新 号 俸	
	1 級	4 級
1	1	1
2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	2
11	11	2
12	12	2
13	13	2
14	14	3
15	15	3
16	16	3
17	17	3
18	18	3
19	19	4
20	20	4
21	21	4
22	22	
23	23	
24	24	
25	25	
26	26	
27	27	
28	28	
29	29	
30	30	
31	31	
32	32	
33	33	
34	34	
35	35	
36	36	
37	37	
38	38	
39	39	
40	40	

41	41	
42	42	
43	43	
44	44	
45	45	
46	46	
47	47	
48	48	
49	49	
50	50	
51	51	
52	52	
53	53	
54	54	
55	55	
56	56	
57	57	
58	58	
59	59	
60	60	
61	61	
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	78	
79	79	
80	80	
81	81	
82	82	
83	83	
84	84	
85	85	
86	86	

87	87	
88	88	
89	89	
90	90	
91	91	
92	92	
93	93	
94	94	
95	95	
96	96	
97	97	
98	98	
99	99	
100	100	
101	101	
102	102	
103	103	
104	104	
105	105	
106	106	
107	107	
108	108	
109	109	
110	110	
111	111	
112	112	
113	113	
114	113	

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、昇格時における給料月額の上昇幅を拡大するとともに、扶養手当の見直しを行うほか、暫定再任用職員に対して住居手当及び寒冷地手当を新たに支給するなど、給与制度の見直しを行うためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 22 号

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年小樽市
条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、
12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5」を「100 分の 12
5」に改める。

第 11 条の 2 第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 52.
5、12 月に支給する場合においては 100 分の 57.5」を「100 分の 1
05」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、会計年度任用職員の処遇改善を図る目的で、そ
の勤勉手当の支給割合を正規職員と同様の支給割合に引き上げるとともに、期
末手当の支給割合を均等化するためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 23 号

小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
小樽市職員退職手当支給条例（昭和 36 年小樽市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 4 第 1 項中「当該」の次に「他の地方公共団体から退職手当の支給を受けることなく当該」を加える。

第 11 条第 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第 9 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 11 条第 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した小樽市職員退職手当支給条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員と

みなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員退職手当法等の一部改正に準じ、失業者の退職手当の支給に係る改正を行うほか、所要の改正を行うためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 2 4 号

小樽市税条例及び小樽市宿泊税条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例及び小樽市宿泊税条例の一部を改正する条例
(小樽市税条例の一部改正)

第 1 条 小樽市税条例（昭和 2 5 年小樽市条例第 5 6 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 3 条第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 4 0 条第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 1 2 0 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」
に改める。

第 1 2 8 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(小樽市宿泊税条例の一部改正)

第 2 条 小樽市宿泊税条例（令和 6 年小樽市条例第 4 0 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うためでありま
す。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 25 号

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 109 号）」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 26 号

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例
小樽市国民健康保険条例（昭和 34 年小樽市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 1 号中「100 分の 42」を「100 分の 41」に改め、同項第 3 号ア中「100 分の 24」を「100 分の 25」に改める。

第 16 条の 6 中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 16 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号中「100 分の 42」を「100 分の 41」に改め、同項第 3 号ア中「100 分の 24」を「100 分の 25」に改める。

第 16 条の 6 の 10 中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 16 条の 11 第 1 項第 1 号中「100 分の 42」を「100 分の 41」に改め、同項第 3 号中「100 分の 24」を「100 分の 25」に改める。

第 21 条第 1 項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

第 21 条の 4 第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 7 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 8 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の小樽市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料に係る賦課限度額を改定するとともに、保険料軽減の対象となる所得の基準額を引き上げるほか、保険料の賦課割合を変更するためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 27 号

小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例
小樽市建築基準法施行条例（昭和 43 年小樽市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「同項の表の（二）に該当する建築物にあっては、同表（三）の当該欄に掲げる割合」を「規則で定めるところにより、同項に規定する国土交通大臣が定める割合に積雪荷重を考慮したもの」に改め、同条第 2 項中「同項の表二の令第 43 条第 1 項の表の（二）に掲げる建築物に該当する建築物にあっては、令第 46 条第 4 項の表二の令第 43 条第 1 項の表の（一）又は（三）に掲げる建築物の当該欄に掲げる数値」を「規則で定めるところにより、同項に規定する国土交通大臣が定める基準に積雪荷重を考慮したもの」に改める。

第 17 条を次のように改める。

第 17 条 法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築又は改築をする場合において、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱について、当該増築又は改築により構造耐力上支障がないと市長が認めるときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径に対しては、同項の規定は、適用しない。

2 法第 3 条第 2 項の規定により前条各項の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築又は改築をする場合において、当該増築又は改築に係

る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径及び軸組に対しては、同条各項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して 1 年を経過する日までにその工事に着手する地階を除く階数が 2 以下、高さが 13 メートル以下及び軒の高さが 9 メートル以下の木造の建築物（延べ面積が 300 平方メートルを超えるものを除く。）については、改正後の第 16 条に規定する基準によることとするための設計の変更に時間を要することその他の事由により、当該基準により難しいと認められる場合においては、改正前の第 16 条に規定する基準によることができる。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により改正前の第 16 条に規定する基準による場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、建築基準法施行令の一部改正に伴い、木造建築物の柱の小径及び必要壁量についての基準を改めるためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 28 号

小樽市公共船客待合所条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市公共船客待合所条例の一部を改正する条例

第 1 条 小樽市公共船客待合所条例（昭和 24 年小樽市条例第 44 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条の表小樽市内航船客公共待合所の項を削る。

第 2 条 小樽市公共船客待合所条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表小樽市外航船客公共待合所の項の前に次のように加える。

小樽市内航船客公共待合所	小樽市港町 4 番 1 号
--------------	---------------

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定
める日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、港湾室庁舎内の内航船客公共待合所を、同庁舎
の解体に伴い、一旦廃止し、その後、令和 7 年度に供用開始を予定している小
樽港観光船ターミナル内に再設置するためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 29 号

小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年小樽市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 7 号を同項第 9 号とし、同号の次に 1 号を加える改正規定及び第 4 条第 1 項に 2 号を加える改正規定中「第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第 37 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、建設業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年小樽市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中			を			に改める。
	30年以上			30年以上 35年未満	35年以上	
	千円			千円	千円	
	979			979	1, 079	
	909			909	1, 009	
	849			849	949	
	809			809	909	
	734			734	834	
	689			689	789	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職する非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金支給額の勤務年数による区分を改定するためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 31 号

工事請負契約について

手宮公園競技場トラック等改修工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 手宮公園競技場トラック等改修工事
- 2 契 約 金 額 2 億 1, 175 万円
- 3 契約の相手方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号
阿部・都市開発共同企業体
代表者
阿部建設株式会社

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 32 号

工事請負契約について

公営住宅建替工事（塩谷 B 住宅）の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 公営住宅建替工事（塩谷 B 住宅）
- 2 契 約 金 額 9 億 5, 7 0 0 万円
- 3 契約の相手方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号
阿部・近藤共同企業体
代表者
阿部建設株式会社

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 33 号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
梅広線	梅ヶ枝町29番1地先 梅ヶ枝町29番16地先	梅ヶ枝町29番1地先

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 3 4 号

市道路線の変更について

市道路線を下記のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

路 線 名	新旧 の別	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
朝里川温泉橋 通線	旧	朝里川温泉 1 丁目 324 番 1 地先 朝里川温泉 2 丁目 719 番 2 地先	朝里川温泉 2 丁目 712 番 1 地先
	新	朝里川温泉 1 丁目 324 番 29 地先 朝里川温泉 2 丁目 741 番 2 地先	朝里川温泉 1 丁目 328 番 3 地先

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 35 号

工事請負契約について

公営住宅建替機械設備工事（塩谷 B 住宅）の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 公営住宅建替機械設備工事（塩谷 B 住宅）
- 2 契 約 金 額 1 億 7, 6 0 0 万円
- 3 契約の相手方 小樽市入船 5 丁目 2 4 番 7 号
山吹・コマツダ共同企業体
代表者
山吹商工株式会社

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 36 号

工事請負契約について

後志共同消防指令センター整備工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 後志共同消防指令センター整備工事
- 2 契 約 金 額 12 億 6,654 万円
- 3 契約の相手方 札幌市中央区北 5 条東 2 丁目 1 番地
日本電気株式会社北海道支社

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 37 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

小樽市議会議員 松 井 真美子

同 酒 井 隆 裕

同 高 野 さくら

同 小 貫 元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から42年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持

込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

（目的）

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

（非核港湾行政の推進）

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使

用に協力しない。

- 2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。
- 3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 38 号

令和 6 年度小樽市一般会計補正予算

令和 6 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 215,579 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67,492,556 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 道 支 出 金		千円 3,968,813	千円 215,579	千円 4,184,392
	2 道 補 助 金	452,988	215,579	668,567
歳 入 合 計		67,276,977	215,579	67,492,556

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商 工 費		千円 1,706,376	千円 215,579	千円 1,921,955
	1 商 工 費	1,706,376	215,579	1,921,955
歳 出 合 計		67,276,977	215,579	67,492,556

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
商 工 費	商 工 費	食品産業の輸出向け H A C C P 等 対 応 施 設 整 備 緊 急 対 策 事 業 補 助 金	千円 215,579

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 39 号

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
小樽市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年小樽市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 100 円」を「9, 700 円」に改め、同号ただし書中「14, 200 円」を「14, 500 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」に、「333 円」を「383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500」を「12, 900」に、「13, 350」を「13, 700」に、「14, 200」を「14, 500」に、「10, 800」を「11, 300」に、「11, 650」を「12, 100」に、「9, 100」を「9, 700」に、「9, 950」を「10, 500」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の小樽市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第2号及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下単に「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額及びその扶養に係る加算額を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 40 号

小樽市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

小樽市議会議員	横	尾	英	司
同	中	村	吉	宏
同	面	野	大	輔
同	前	田	清	貴

小樽市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
小樽市議会個人情報保護条例（令和 4 年小樽市条例第 38 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条第 3 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」
を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を
「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、
同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利
厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削る。

第 49 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 3 条から第 5 5 条までの改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、刑法等の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 4 1 号

小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

小樽市議会議員	小	貫	元
同	横	尾	英 司
同	中	村	吉 宏
同	面	野	大 輔
同	前	田	清 貴

小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例
小樽市議会委員会条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 2 8 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第 1 3 条の 2 常任委員会に限り、委員長は、大規模な災害等の発生等又は重
大な感染症のまん延により委員が委員会の招集場所に参集することが困難と
認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら
通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で
委員会を開くことができる。ただし、第 1 8 条（秘密会）第 1 項の秘密会は、
この限りでない。

2 前項の規定により開く常任委員会において、オンラインによる方法で出席
を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、常任委員会に出席する委員は、この条例の

規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

- 4 オンラインによる方法での常任委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員会の招集場所への参集が困難な場合において、開催方法の特例を定めるためであります。